

## カウンセリング実務士資格認定に関する規程

### (資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者にカウンセリング実務士の資格を授与する。

### (資格の使用)

第2条 カウンセリング実務士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

### (資格の取得)

第3条 カウンセリング実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学（専攻科及び大学院を含む。以下同じ。）もしくは短期大学（大学評価・学位授与機構から認定された専攻科に限る。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて30単位以上を修得するとともに、必修の演習科目については100点満点で70点以上、もしくは70点以上に相当する評価点、同じく必修の実習科目については80点以上、もしくは80点以上に相当する評価点を得て、卒業もしくは修了し、かつ学士号を取得するものでなければならない。

#### 必修科目（5科目10単位以上）※

カウンセリング実務論Ⅰ	（講義）	2単位
カウンセリング実務論Ⅱ	（講義）	2単位
カウンセリング実務演習Ⅰ	（演習）	2単位
カウンセリング実務演習Ⅱ	（演習）	2単位
カウンセリング実務実習	（実習）	2単位

#### 選択科目（5科目以上20単位以上）

基礎心理学、人格心理学、発達心理学、青年心理学、教育心理学、学習心理学、人間関係論、家族関係論、組織と人間論、社会心理学、職業心理学、産業心理学、犯罪心理学、看護心理学、老人心理学、精神医学、社会病理、臨床心理学、心理アセスメント、心理療法、音楽療法、園芸療法、性格検査法など大学もしくは短期大学において定める科目単位

- 2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。
- 4 既に大学もしくは短期大学を卒業している者について、大学が認めた場合は、科目等履修生として資格単位を修得させることができる。
- 5 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

---

(注) 第3条第1項規定5科目の資格必修科目は、卒業要件上の必修科目ではなく、本資格を取得するために必ず修得しなければならない科目を示す。また、第3条第1項規定5科目の資格必修科目は、規定された学修内容と同等の内容を含む科目であれば、異なる学部・学科で、異なる科目名称でも可とする。

(専任教員)

第4条 専任教員は、次の各号によるものとする。

- (1) 必修科目を担当する教員のうち1名以上は教授もしくは准教授の専任教員を配置するものとする。ただし、学内兼担を専任とみなす。
  - (2) 選択科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員（助教以上）を配置するものとする。ただし、学内兼担を専任とみなす。
- 2 前項第1号に掲げる専任教員は、履歴書及びカウンセリング実務教育に関する業績調書等を、第2号に掲げる専任教員については履歴書及び業績調書等を提出しなければならない。また、専任教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出するものとする。
  - 3 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。
  - 4 本協会はカウンセリング実務教育を担当する教員の教授法の改善・向上に資するため、必要に応じて研修会を実施する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、カウンセリング実務教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、カウンセリング実務教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

第7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

第8条 カウンセリング実務士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 第3条第5項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。

(申請年度等)

第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は卒業、もしくは前項の科目等履修単位修得確定後、当該申請大学もしくは短期大学の学長に送付する。

(申請費用)

第10条 申請に要する費用は、1件あたり7,700円（税抜額7,000円）とする。

2 前項の費用を納付した者が申請年度中に資格を取得するために必要な科目・単位を修得することができなかった場合には、申請の翌年度から起算して10年以内に当該科目・単位を修得した場合に限り、申請費用を徴収しないで、資格認定証を授与する。

(資格認定証の様式)

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

(証明書の発行)

第12条 資格(称号)認定証をかって受けた者がその証明を希望する場合には資格(称号)授与証明書を発行する。

2 証明書に要する費用は、一件あたり1,100円(税抜額1,000円)とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月28日(消費税法の改正公布日)から施行し、平成31年10月1日から適用する。